

自由権と社会権の違い・権利とは

ウロコ先生

1. 始めに

中3公民で生徒たちから「自由権と社会権の違いがよくわからない。特に社会権が。」とか「そもそも権利って何なの？」という質問が相次ぎます。

『権利』という言葉はいろいろな場面で使われるため、辞書を引いても

“〔法〕一定の利益を主張し、またそれを受けることのできる法律上の能力”

とか

“あるものごとを自由になし得る資格”

となっていて、まことにわかりにくいものです。教科書の説明も似たり寄ったり。わかったようなわからないような・・・

「具体的にはどういうことなの？」ときかれて、それを説明できる人がいったいどれだけいるでしょう。

同様なことは社会権についても言えます。“社会的弱者^{じやくしゃ}の権利”と言われたところでピンとくる人はいないでしょう。

だから勢い、「**これらが自由権、これらが社会権なの。覚えなさい!**」ってなってしまうがちです。たしかにそうですが、もしもわかるものなら、ある程度わかっておいた方が納得^{なつとく}できるというものです。

そんなことで、まとまった説明を書くことにしました。但し、これは中3公民の範囲に収まるようにとどめてあり、しかもそれぞれの言葉の意味をはっきりさせるために、自由権や社会権のそれぞれの条項について詳しく説明するためのものではありません。あくまで「権利とは何か?」、「自由権とは何か?」、「社会権とは何か?」ということイメージしやすくするためのものです。

2. 権利とは?

辞書によっては上に引用したものよりもっと抽象的に説明したものもあります。そうなるとうわかる方が不思議。なんでそんなに曖昧な表現になるかと言えば、「権利」という言葉はいろいろな場面に使われ、それぞれの場合に意味が違うのに、それをなるべく1つに説明しようとして欲張るからです。

この世にはいろいろと人間を縛る規律がありますが、その大多数は「道徳」です。

例えば家で君がお母さんと「晩ご飯の後片付けをするのは君の役目だ」という約束をしたとします。君がそれに違反して後片付けをしなかった場合、お母さんは約束に基づいて「後片付けをしなさい」って、君に要求する権利(資格)があります。

根拠は“約束は守らなければならない!”という道徳です。道徳とは人が自らの意志でふみ行わなければならない道です。

だがそれでも君が言うことを聞かないとしたら、お母さんはどう
するでしょう。裁判所に訴えるということが考えられます。まっ、
現実には親子間でそんなことはしないでしようが(笑)・・・せいぜ
い親子喧嘩止まりでしょうね。

でも「後片付けをせよ」という判決を求めて訴えたとしたら？

裁判所は言うことを聞いてくれないはずです。お母さんが裁判に
は負ける。・・・だからといって、君が正しいと言うことではあ
りませんよ。 念のため！

これは、裁判所がお母さんの言い分を「法律」に基づいて判断す
るためです。裁判所はそうすることを義務づけられているんです。
裁判所は『法の番人』であって、『道徳の番人』にまでなってい
けない。もしそんなことをしたら越権行為、憲法違反です。この約
束が道徳では有効でも、法的に拘束力があるかどうかといえば
・・・ありません。法は(原則として)家庭には入り込まないのです。

このように人を縛る規則・決まりを『規範』と言いますが、先ほ
どの約束は道徳規範ではあっても法規範ではありません。道徳がお
母さんに、君に要求できる「資格」を与えています、法はその「資
格」を与えてはいません。

道徳規範のすべてを法規範に取り込んでしまうと、この世はにっ
ちもさっちもいかない窮屈なものになってしまいます。そこで道
徳規範の中でも、「誰かが申し立てをしてきたときに国家が言い分
を聞いてやるのが妥当な必要最小限の範囲」を法規範にしたと

言っていい。法とはそのようなものです。

ここで言い分を聞いてどちらの方を勝たせるかを判定する国家機関は『**裁判所**』です。そしてその基準になる法規範を作るのは『**国会**』。国会の作った法律のうち、**政治的な実行を要する**ような仕事を行うのが『**内閣**』。

結局、権利とは何かですが、

一般的には辞書に書いてあるような言い方をするしかないけれど、**それが法規範の中なら**、

「**権力**（・・・立法・行政・特に『**裁判所**』）によって、
最後には守られることになっている**利益**」

と言ってよいことになるでしょう。

人権や**権利**を考えるにしても、**人権**の**章**だけを見てもダメ。
「**それが国家機関との関係でどうなるのか？**」がわかって、初めてその性質がわかるのです。

3. 基本的人権・・・自由権・社会権

(1) **人権獲得の歴史—フランス革命(1789年)**

人権を考えるにはその**人権獲得の歴史**をある程度知っておかなければなりません。

フランス革命(市民革命)の主たる担い手は**資本家階級**(ブルジョワジー)でした。“**市民**”とは、都市に住んでいる人を指すのではなく、**経済的に裕福な資本家階級や大地主**を指す言葉です。

フランス革命前夜までは、国王(第一身分)と貴族・僧侶(第二身分)、そしてその特権階級の贅沢を保証する税の担い手・・・これが市民(第三身分)でした。その下の貧困農民などの貧民は重要ではなかった。

税の重荷を背負った、市民と言われる資本家階級が主体となって、貧困者の協力を得ながら革命を起こします。(高校世界史とは違うので詳しい経緯は省きますが)紆余曲折を経て、やがて自分たちの思い通りの政治体制を作り上げます。貧困者には選挙権は与えられてない制限選挙体制。

ということは、国民主権ではなく、いわば「市民主権」です。

(2) 自由権

さて、そんな市民は資産もあり、教養もある。国王政治ではなく、市民の代表者が国王に取って代わった政府にしても、政府は犯罪だけを取り締まる弱い政府でいい。経済力と知性を持った市民が自由競争の中、社会を進歩させていく。それでうまく行くはず。

だから、政治権力はなるべく弱い方がよい。そんな考え方から、市民の自由を侵さない政府にするために憲法を制定し、自由権のカタログを成文化した。そして権力のありかた(統治機構)も定めた。

憲法は市民が对国家権力との関係で、国家権力を縛るためにあったのです。だから個人対個人の関係には、憲法は口出ししない。この私人間の関係を規律するのは憲法ではなく民法の役目です。

そのような自由権は、「国家は個人のすることに口出しするな！」というものです。

現在は社会権とされている^{せいぞんけん}生存権や教育を受ける権利、労働者の権利だって、元をただせば自由権です。

「国家は俺^{おれ}が自由に生きることをじゃまするな！」

...生存権

「国家は自由に教育を受けることを邪魔^{じゃま}するな！」

...教育を受ける権利

「国家は俺が自由に働くことを邪魔するな！」

...労働者の権利

でしょ。

だからそのようなことを制限する法律をつくったり、そんな行政^{こうせい}行為^{こうい}をすることは憲法違反となります。資本家階級なら、これらも自由権で一向にかまわないだけの財力^{ざいりよく}があるからですね。

(3) 社会権

ところで歴史の流れですが、

市民革命では「国王・特権階級 ⇔ 市民(この下の貧民はまだ無視^{むし})」の図式^{ずしき}でしたが、その革命で国王・特権階級^{しやうめつ}が消滅すると、今度は一番上に市民が来ます。

前は市民が国王を見上げたが、今度はその下の貧民が市民を見上げる関係に。

制限選挙^{せいげんせんきょ}の元では、貧民はある意味(政治的には)人間扱いされていません。だから「市民 ⇔ 貧民」ってことになります。

さて、貧民の犠牲のもとに市民が以前の貴族のようなことをしてたらどうなるか？ さあ、今度は自分たちが危うくなります。貧民だって自分を主張したい。だから市民は妥協して貧民にも選挙権を与える方向にいきます。

納税額を選挙権資格としない普通選挙権を獲得することによって、貧民も政治的には“人間”に昇格したんです。

貧民にとって、今は社会権規定になっているものは、

「自由に生きる」どころか、「貧乏で生きられん」

「貧乏で教育が受けられん」

「働いても労働条件が悪すぎて裕福にならん」

など、

そんなものを自由権にしておいたら、これらは

『絵に描いた餅・・・役にたた～ん！』

「言葉はいいから中身をくれ～！」

って言いたいですね。

中身を満たそうとしたら、自由権のまま、つまり個人の力に任せただけではどうしようもなく、いろいろな面で国家の積極的な援助が要る。

自由権が「国家は口を出すな、手を出すな！」の権利だったのに、今度は「口を出せ、手を出せ、金を出せ！」が必要になった。しかし、これは国家の財政的な裏付けがないと実現できない、そこが自由権と違います。

だから、

「財政的に可能である限り、そうした社会的弱者の生活(自由)が絵に描いた餅もちにならないように国家が積極的かんよに関与せよ。立法面で行政面で！」ということに。

そしてその立法が行われたなら、「その法律もとに基づいて」**具体的**くたいてきな**権利**が発生する。**行政権**はその法律を実行する責任を負います。その法律に基づいた**権利主張**あうに応じてもらえなければ**裁判所**に申し立てることができるようになる。ここが自由権の権利内容とは違います。違うけれど、これも権利です。

このように、**社会権規定**というのは、**各種立法**をもって**具体的権利**が明らかになることに**特色**とくしよくがあります。**それができるかどうか**は**国家の政治・経済事情**しじようにもよるので、**何が社会権かは各国の憲法規定の問題**で、**憲法に社会権規定がない国もたくさんあります**。

4. 最後に

以上のことを承知しやうちした上で、もう一度教科書もどに戻り、権利とか自由権とか社会権などを考え直してみてください。

きっと疑問がクリアになり、覚えるのがラクになることでしょう。

- 了 -